

平成30年9月27日

指定居宅支援事業所 管理者 様

中新川広域行政事務組合  
介護保険課長

### 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）

平成30年10月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用などの視点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上のケアプランについて、保険者への届出が必要です。

#### 1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

※上記回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

#### 2 届出の時期および期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付（作成または変更※）をした居宅サービス計画により上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに提出してください。

〈例〉10月に作成したもの→11月末日までに届出が必要

※作成または変更の内容については別紙「訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数が多いケアプラン届出書（兼理由書）」を確認してください。

#### 3 提出書類

- 「訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数が多いケアプラン届出書（兼理由書）」
- 居宅サービス計画書「第1表」～「第3表」、サービス担当者会議録「第4表」、居宅支援経過「第5表」、サービス利用票「第6表」、サービス利用票別表「第7表」

※居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名があるもの

※居宅介護支援経過「第5表」は、生活援助中心の訪問介護を位置付けた理由を記載したページのみの提出で可

※用紙のサイズはA4サイズに統一してください。

- 訪問介護計画書の写し

※指定居宅支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの

#### 4 提出方法

来庁にて提出をお願いいたします。来庁が難しい場合は郵送にて提出してください。

なお、郵送の場合は封筒に「ケアプラン届出書」と記載してください。

（郵送先）930-0288 富山県中新川郡舟橋村国重2 4 2 番地 中新川広域行政事務組合 介護保険課宛

#### 5 その他

- 届出内容について、問い合わせることがあります。
- 給付実績により未届であることを確認した場合などには、届出を求めることがあります。

（参考）厚生労働省通知

- 介護保険最新情報 Vol.652 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護の公布について（平成30年5月10日老振発0510号）
- 介護保険最新情報 Vol.629 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1）（平成30年3月23日）」の送付について（平成30年3月23日 厚生省事務連絡）

事務担当：介護保険課 TEL：076-464-5070